

整委員会第5回委員会に諮問した。現在水産庁の許可待ちである。

- a. 6~8月まではヒメジャコ、シャゴウ、ヒレジャコ、シラナミ、ヒレナシジャコ、オオジャコの採捕禁止。
- b. ヒメジャコでは殻長8cm、シャゴウ殻長15cm、ヒレジャコ20cm、そしてヒレナシジャコ30cm、これらの殻長以下のものの採捕禁止。

②農林水産部水産振興課

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2 第1項の規定により、昭和62年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めた（沖縄県告示第542号、県公報第1258号）。

- a.・種苗の放流数量の目標：ヒメジャコ殻長4mm、100千個。
- b.・種苗生産技術水準の目標：ヒメジャコ単位種苗生産数30千個（1mm²）/m²、種苗生産回数1回/年。
 - ・解決すべき技術開発上の問題点：ヒメジャコの早期採卵方法の開発、屋外飼育池における中間育成時の生残率の向上そして放流稚貝の食害防止対策。
 - ・技術開発水準の到達すべき段階：ヒメジャコを量産技術開発第1期（種苗生産の可能な種類について量産技術の開発を行ない、同時にこの種苗を利用して放流技術開発の検討を行なう）から量産技術開発第2期（量産技術の改良を行ない、大量放流による放流効果の向上のための技術開発を行なう。）へ到達させる。

水産資源保護対策事業により川平保護水面を設定してヒメジャコを中心とするシャコガイ資源保護を図っている。

沿岸漁場整備開発事業でのシャコガイ魚礁等人工的な保護育成場造成の検討に着手している。

③水産試験場（八重山支場）における八重山漁業協同組合の資源回復の方策

八重山支場において、県単独事業：シャコガイの増殖に関する試験研究（予算規模、昭和59年度実績144千円）と補助金事業：水産資源保護対策事業の川平保護水面管理事業（予算規模、昭和59年度実績2,300千円、1%補助）を連動させて保護水面内外におけるシャコガイの生態及び資源調査と前述の県の栽培基本計画による種苗生産及び放流技術の開発をおこなっている。

(3) 八重山漁業協同組合のシャコガイ資源回復の方策

調査研究活動域にある八重山漁業協同組合では昭和58年9月1日より、八重山漁業協同組合共同第24号 第1種共同漁業権（共24号）行使規則をシャコガイについて改正、追加した。

- ① シャコガイ漁業は漁業権漁業であり、個人である組合員以外は採捕出来ない。
- ② シャコガイ漁業は9月1日から5月31日までの期間中でなければ営むことは出来ない。
- ③ シャコガイはヒメジャコ殻長8cm以下、シャゴウ殻長15cm以下、ヒレジャコ殻長20cm以下、ヒレナシジャコ殻長30cm以下を採捕してはならない。
- ④ 共24号の漁業を営む組合員は共24号の維持管理に要する経費にあてるため行使料を組合に納付しなければならない。
- ⑤ 共24号の漁業を営む組合員が、漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分、また